

# 令和3年第3回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第3回定例会
2	開会	令和3年 9月 8日
3	閉会	令和3年 9月14日
4	会期	7日 (うち会期延長日なし)
5	議員の出席	8日 出席11名 欠席 0名 14日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	21件 (うち議員提出5件)
7	議決の状況	(1)原案可決 10件 (2)原案認定 2件 (3)原案承認 1件 (4)原案同意 1件 (5)報告済 4件 (6)採 択 3件
8	法第99条の意見書	3件
9	委員会	決算審査特別委員会付託件数 2件
10	その他	傍聴者 8日 13名 14日 3名
11	会議録の写し	別紙のとおり添付
12	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和3年 第3回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和3年9月8日（水）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
----	---------	-----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
監 査 委 員	白 倉 敏 美	農 業 委 員 会 会 長	鍋 山 洋 一

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	藤 田 雅 章
税務課主幹	本 田 正 人	税務課主幹	山 本 篤
保健福祉課長	佐 藤 由美子	産 業 振 興 課 長	鈴 木 潤 也
都市整備課長	黒 島 滋 規	病 院 事 務 長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	笠 原 大 介
-----------	---------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員  
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介
  
10. 農業委員長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
  
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって招集されました令和3年第3回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席人員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

9番 川幡 宗宏議員、10番 細川 美喜男議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営についての報告の申出がありますので、これを許可します。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

令和3年第3回議会定例会の運営について、去る9月1日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件。町からは令和2年度決算認定2件、令和3年度会計補正予算3件、人事議案1件、一般議案5件、報告案件2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日9月8日から9月15日までの8日間とすることで意見の一致をみております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

議 長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は9月8日から9月15日までの8日間といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は9月8日から9月15日までの8日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和3年5月分、6月分及び7月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

・3番目 令和2年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については、教育委員会より報告がありました。その内容については、御手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町長 本議会定例会にあたり、3件の行政報告を行います。

初めに、農作物の生育と収穫の状況について御報告します。本年は6月から天候に恵まれ、気温の高い日が続き、農作物の生育は順調に推移しています。基幹作物の水稻については、既に一部で刈取り作業が始まっており、これから最盛期を迎えます。空知農業改良普及センター空知南西部支所の9月1日現在の作物状況調査によりますと、水稻は平年より7日早く進んでおり、8月31日付けで農林水産省北海道農政事務所が公表した米の作柄において、北海道はやや良と見込まれています。小麦は既に収穫調整作業を終えており、収量は平年と比較して多く、品質は平年並みとなっています。豆類は、高温少雨による影響が心配されましたが、現在のところ順調な生育状況となっています。キャベツ、ブロッコリーなどの野菜の状況は、干ばつの影響により、収量・品質は平年を下回っていますが、価格につきましては平年並みで推移している状況です。以上のように、各作物間で多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過し、無事に収穫作業が終えられるよう、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に努めてまいります。

次に、新型コロナワクチン予防接種の実施状況について御報告します。本町におけるワクチン接種につきましては、9月6日現在、12歳から15歳は77人、44.5%。16歳から64歳は2,879人、71.2%。65歳以上が2,369人、88.4%。全体で5,325人、77.2%の方が2回目の接種を終了しています。あいくるでの集団接種は9月12日まで実施し、全体で5,603人、81.2%の方が2回目の接種を終える見込みです。今後は、町内医療機関における個別接種により、希望される町民の皆様が接種できるよう対応してまいります。

最後に、新型コロナウイルス対応経済対策等の進捗状況について御報告します。生活応援チケット事業につきましては、8月31日現在の利用実績は、額面総額2,026万5,000円のうち、1,714万6,000円で、利用率は84.6%となっています。次に、大学生等生活支援金につきましては、8月31日現在、町内76名、町外49名、全体で125名の申請があり、支給総額は870万円となっています。最後に、妊婦あんしん支援金につきましては、8月31日現在、11名の方から申請があり、支給総額は55万円となっています。

以上、一般行政報告とします。

議長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告のとおりとします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は3名でございます。

5番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

町長に、空き地における雑草等の繁茂状態の把握と検証は、として伺います。昨年7月に制定された「南幌町空き地の雑草等の除去に関する指導要綱」について伺います。議会では、報告懇談会等で複数の苦情や相談があり、総務委員会及びまちづくり特別委員会で雑草等の除去に関する条例制定に向けて、昨年春に提案したところです。その後、町との協議により条例から要綱へと変更し、パブリックコメントを経て昨年7月に制定されました。要綱制定から1年が経過し、本年9月中には2回目の除草実績が出さそうものと思っています。

総務委員会においても本年7月に現地調査を行うとともに、担当課からも経過説明をいただきました。

本年の状況は昨年より改善がみられるところもありましたが、苦情の出ているところは繁茂により車両等の通行に支障を来すなど危険な状態です。

要綱制定から1年が経過し、検証の実施と対策案があれば伺います。

町 長

「空き地における雑草等の繁茂状態の把握と検証は」の御質問にお答えします。町内住宅団地の空き地については、本年6月に1回目の状況調査を実施し、草刈りがされていない空き地14件を確認しています。そのうち、3件は不良状態であり、付近の住民から雑草の繁茂に関する相談もあったことから、「南幌町空き地の雑草等の除去に関する指導要綱」の規定に基づき、現地の状況確認を行い、土地所有者を確認後、適正な管理及び措置について、現況写真を添付し、文書による指導を行っています。あわせて、自身での草刈りの対応が困難な場合は、業務委託などの方法について案内を行っています。通知後、2件については、空き地所有者が指導に応じ改善されましたが、1件は指導に応じず、文書による勧告を行っています。その他の11件は、今後2回目の調査を実施し、不良状態が確認された場合は要綱に基づき指導を行ってまいります。

前年度と比較して、相談件数が6件から3件に減少していることは、要綱の制定により土地所有者の適正な維持管理に対する効果が表れているものと考えます。

現在、国においては管理不全土地について、所有者による適正管理を図るための行政的措置を可能とする仕組みの創設に向けて検討が行われていることから、今後、国の動向を注視してまいります。

また、道路管理上、交通に支障のある箇所は、現地確認の上、対応するとともに、引き続き、空き地の不良状態の改善に向けて、要綱に基づき、適正に対応してまいります。

議 長

5番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

再質問を行います。まず今答弁にあったように、検証が必須である

(再質問)

ということは当然だと思います。9月の末からの検証を待ちたいと思っています。また、現状、住民が苦痛に思いながら生活している中で、苦情がなくなるというのも事実です。なかなか自分の土地は引っ越すわけにいかないもので、長年苦しんでいるという方がいることも実情です。その辺を心に留めていただければと思います。南幌町ですけれども、子育てのまち、住みよい町を目指してまちづくりを進めている中で、今美園地区などがきれいに売られている状況の中で、先に売られている団地の中がこのような状況をずっと放置していいのかと。その辺町長はどういうふうに考えているか、もしよければ後でお伺いしたいと思います。その中で雑草の繁茂状況の中で4点ほど伺いますのでよろしくお願いいたします。

まず1点目、住民からの苦情が起き出したのは時期としていつごろからなのか。件数は先ほど言いましたけれども、もともとの件数も最初からこの3件や4件だけだったのか。その辺の時期と過去の事例、もしあったら教えてください。

2点目、何年も放置して、悪質な地権者は罰則条項などを盛り込んだ条例に移行する気持ちはあるのかないのか。その辺、町長の判断でいつでも移行できると思うので、それをお伺いいたします。

3点目、先ほども答弁いただきましたけれども、道路脇の路側帯、路側帯というのか幅員というのかちょっと私も判断に苦しむんですけれども、交通に支障を来すところですね。ここについて、危険な状態であることは認識されているかと思うんですけれども、現在の要綱では、私有地への立ち入り調査ができない状況になっています。ただ、路側帯の管理は町で行えるのかどうか、そこは立ち入らなくても入られる場所ですよ。その管理はどこでやるべきなのか。地元の人がやるべきなのか、町がやるべきなのか。その辺の見解を伺います。

4点目、空き地の売買仲介を担っている不動産看板が散見されます、空き地の中にね。そこで売買促進策として優遇措置等が取れないのか。税制の優遇というのは町ではできないのかなと思うんですけれども、今の宅地販売の中で、子育て支援で応援している現状がある中で、放置している空き地が売買されることによって宅地が建つという状況を踏まえて、そこを助成するような措置は取れないのかどうか。その辺町長の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

それでは志賀浦議員の再質問にお答えします。1点目の住民からの苦情はいつごろかという件でございますけれども、これにつきましては担当課長から御説明をし、以後私からの答弁とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議 長  
住民課長

住民課長。

私のほうから過去の苦情の件数につきまして、平成28年度から集計しておりますので御報告いたします。平成28年度が5件、平成29年度が6件、平成30年度が3件、令和元年度が3件、令和2年度

議 長  
町 長  
(再答弁)

が6件、令和3年度が3件という状況になっております。

町長。

まずもって以前より、町内の空き地等における雑草の対応につきまして、総務常任委員会などで鋭意、御協議いただいております。感謝申し上げます。1点目と関係しますけれども、みどり野団地の分譲が始まって約40年が経過いたしました。数年前から、団地内における草刈りがされてない、いわゆる不良土地の固定化が散見されるようになってきました。そのような中、議会との協議を経まして、現要綱を策定させていただきました。この要綱の中には、規程として土地所有者の責務、適用範囲、指導または助言、勧告などを規定し運用しております。春、秋の年2回の草刈りをお願いしておりますけれども、空き地管理に対する所有者としての理解と責任、また強制力がないこともあり、残念ながら全ての解消には至っていないのが現状でございます。

罰則に関する移行の関係でございますけれども、全国的には現在空き地の管理、利用促進の取組を行っている自治体は57%でございます。また、条例を制定している自治体は、うち35%という調査結果がございます。なお5万人未満の町村の回答率は55%ということでありますことから、小規模町村の条例制定率はさらに低いものと思われまます。道内での条例制定は22市町、制定率は12%でございます。いずれも低い状態ではございますけれども、議員が先ほど言われたように、本町としては子育ての町、また住宅促進を掲げてございます。そのことからして、管理されない状態が長く続くところは、当然私としても反省すべき点であるということと考えてございます。条例を制定している自治体などからは、問題点として法的根拠がないことやいわゆる法律の後ろ盾がないこと、また対象土地の線引き、いわゆる判断基準が困難であるというような問題点が挙げられてございます。なお、条例を強化して代執行をしている自治体もございますけれども、今ほど申し上げた理由から、全国的には適用する件数が限られているのが現状でございます。そのような中、現在国では相続後の土地の問題ですとか、いわゆる所有者不明土地に係る問題を総合的に推進するために、所有者不明土地特措法の見直しに向けた検討を行っております。本年12月に取りまとめを行い、次期通常国会に必要な法案の提出を目指しております。その中には、管理不全土地の適正を図るため、地方自治体による指導、勧告、命令、代執行などの行政的措置を可能とする仕組みの創設などが挙げられており、本町のケースと関連する内容でございます。本町の空き地における雑草等の繁茂、特に隣接のお住まいの方など、大変憂慮すべき問題であると認識しておりますが、やはり根本的な解決に向けては、客観的な判断基準や代執行の法整備などが必要と考えますので、今後国の動向に注視してまいりたいと考えてございます。なお、現在の要綱以外の対策、いろんな促進策がないのかということでございますけれども、例えば売買がされることをこの



機会にそういう管理不全土地が解消されることも当然考えられます。現在、本町の移住定住施策として空き家・空き地バンクの登録などもこの管理不全土地、いわゆるその方々にもそういった制度もご紹介していきたいと考えております。私のほうからの再質問の答弁につきましては以上です。

失礼しました。道路の支障、道路管理の問題でございます。当然団地内道路で町道であるわけですから町の管理になっております。それと宅地の横には道路帯が必ずございます。それらの管理は町の管理と考えております。支障の来している箇所につきましても確認の上対応してまいる考えでございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長  
志賀浦議員  
(再々質問)

5番 志賀浦 学 議員。

まずは、1点目はわかりました。報告のとおり。場所的にわからないので、また委員会のほうとも意見交換しながら、できることをやっていきたいなと思っています。

2点目の条例につきましては、今、町長がお答えいただいたように。ただ今国で検討している問題というのは、昨年以前からも検討は始めていて、ほかの自治体でもそこを盛り込んだ条例ができているというところもあるわけで、国がやらないからできないという問題ではないということをお知らせしておきます。神戸なんかの例でも、実際に国に先んじてその辺の条例はつくっていますので、ただそれはできない理由にはならないということをお知らせしておきます。ただ、できるだけ早くそういうものができて、町というか小さな自治体としても、それに国の中身に沿ってやれるようになるように祈っています。また、できなければ、委員会のほうでもう一度も揉んでみて、できるものをやれるようにやっていきたいなと私は思っています。それで2点目はよろしいです。

あと3番目、路側帯の関係。今町長が言っていて対応していただけるということですからそれを期待しています。本当に土地所有者の隣の苦情もさることながら、道路に1メートル以上被って出ているところが何か所もありますのでやっていただきたい。土地以外はある程度除草はしているけれども、その路側帯用地を放置しているところが何か所もあります。要は、町から依頼されるから、勧告されるからといって取りあえず刈りますけども、中は持ち出さない。外はそのまま。何も意味がなさないのかなというところが何か所もあります。そういうところを、もし9月の末までに現地調査をしていただいて、早急に対応していただければと望みます。これは要望して終わります。

あと4点目の空き地の仲介。要は、不動産業者にきつともって依頼していると思うんですけど、なかなか売れない状況が続いているのかなと、何年も同じ看板が出ています。ただ、不動産売買に係る手数料、仲介手数料というのが確か3%ぐらいかかっていると思うんだよね。売り手と買い手で3%。それとそのほかに固定で6万ぐらいかかると

いうふうには聞いていますので、その売り主のほうの負担分を何とか軽減できるような措置はとれないのか。きっともって、安い金額ではないですよ、100坪ぐらいの区画を持っているところで。きっともって100坪で300万としていけば、3%でいけば9万ぐらいですか。それに固定手数料が6万円ぐらいかかりますので、16万何がしかかかると。不動産業者はきっともって両方から同じだけとらなくても成り立つのであれば、売る意欲が増してくるのではないかなと思うんですよ、片方が免除されるような状況になれば。そういうのが土地を動けるような、流動化させるような施策というのは何とかとれるのかどうか。取る気はないのかどうか。何とかこの南幌の町の団地の中でも、外側でもきれいにしていくという方法でお金を使える方法はないのかなと思いますけれど、その辺、町長の見解あったら教えてください。以上です。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えします。まず条例化の問題でございます。やはりこの管理不全土地を最終的に解決する方法、当然その前の土地所有者への理解促進、これは当然のことですけれども、最終的に形として解決するということになれば、代執行をせざるを得ないのかなと思います。しかし、仮に法案が成立され、仮に条例化して代執行を適用する場合につきましては、やはり公益性、執行経費の回収、これらの慎重な対応、当然客観的な判断基準が必要になりますけれども、慎重な対応が必要となるかと思えます。代執行が行われる場合には、一般的には改善されない状態が続く、近隣住民が危険にさらされるなどや、著しい交通障害があるなどという場合に、代執行を行わざるを得ないケースがあります。よく報道などをされる場合については、建物の解体。建物を解体することによって、一定の効果が出ようかと思えます。しかし、団地内の空き地の草刈りにつきましては、一旦代執行で草刈りをしたとしても、また次年度の問題が出てくるということから、公益性の観点、またそのようなことが繰り返されるといふ懸念、そんなものを慎重に検討しながら対応しなければならないのかなということをもまず御理解いただけますよう思えます。

次に、売買に係る仲介手数料、または所有者へのそれらの負担の軽減策ということかと思えますが、個人資産に公金を投入していくということにつきましては、やはり公益性の原点から現状では難しいということと考えておりますので、その辺、よろしくお願ひ申し上げ、私からの再々質問にかかる答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長  
内田議員

以上で、志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

次に、1番 内田 恵子議員。

本日は町長と教育長に1問ずつ質問させていただきます。

まず町長をお願いします。ワクチン未接種の子どもに広がる危機感について。新型コロナウイルス感染症(変異株)が拡大する中で、今

のところ12歳未満の子どもたちはワクチン接種の対象にならないとされています。塾等に通う子どもたちも多く、保護者や家族にとっては不安が募ると思います。8月16日の新聞記事によると、文部科学省は短時間で感染が判定できる抗原検査キットを小中学校に配布すると掲載されていました。町としては、PCR検査など家庭でできる何らかの対策が必要と思いますが、町長の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

「ワクチン未接種の子どもに広がる危機感について」の御質問にお答えします。新型コロナウイルス感染症は、現在、北海道に緊急事態宣言が発令されており、感染防止対策のためのさまざまな要請に対し、町民の皆様は御理解と御協力をいただいているところです。

小学校・保育施設等では「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に基づき、施設内での感染防止対策を行っていますが、12歳未満の子どもについては、ワクチン接種が認められていないことから、家庭内における基本的な感染防止対策の励行が重要と考えます。

今後においても国・道における対策を踏まえて、町と教育委員会が連携し、保護者に対する情報提供を行うなど、子どもたちの感染防止対策に取り組んでまいります。

議 長  
内田議員  
(再質問)

1番 内田 恵子議員。

令和2年第4回定例会において、私は教育長に対し再々質問で、PCR検査を希望する声に対し教育委員会として考えていただけませんかの質問に、教育長は、学校内よりも家庭内からの接触が一番高いと報道されているので、学校だけではなく保護者を含めた全体のPCR検査になるので答弁は差し控えるとのことのお答えでした。それから9か月、子どもたちの感染は増え、学級閉鎖になっています。我が町ではそこまで達していませんが、今後の新たな日常と感染予防、地域経済を考えると、ワクチン接種、安価でできるPCR検査など体制を整え、家族で旅行、食事、スポーツ体験、発表会、今後は受験など、前に進む対策が必要と考えます。同じく12月定例会で、高齢者に対してPCR検査料として300万円予算組みをしていただきました。ワクチンもおかげさまで早々に2回終えて皆さん感謝をしております。けれども、言うのは、何とか若い人たちに早くできないものかねという気持ちはいただいております。ですから、そのような予算組みをぜひ、もちろん町長、教育長の許可の上になると思いますが、希望された方に検査ができるように。そして先生方の負担を軽減できるように、そういう対策をお願いできればと思うので、考えを伺います。

それから、私が最初に思ったことは、これから我が町の目指す夢の誘客施設ですが、ちょうど12歳ぐらいまでを対象としています。副町長からも、完成してからの感染症対策などは御説明いただきましたが、それは当たり前のことだと思えます。それよりも、新たな日常を目指し、なるべく学校に負担をかけない、今から子どもを感染症から

守ることを掲げ、地域発展の対策や情報を発信すべきかと思います。できれば、南幌モデルみたいな、ほかとは違う目立つことがもうあるんですから、南幌モデルなどと皆さんで検討していただいて、町長自ら、町長だよりなどで発信をしていただければ町民は喜ぶのではないかなと思います。

一番私が懸念するのは、今、国で起こっているような国民の乖離、国政からの乖離、そういったことが心配です。ですから、もう総理が変わるということで、もういろいろと動きが出ていますけれど、町長も1年が過ぎました。若いですし、新たな思い、自分なりの思いがあると思います。ぜひそういうものを発信していただければと思うので考えを伺います。

ちなみに小中学校の修学旅行生に対してのPCR検査はされるのでしょうか。先日テレビで見ました。我慢を強いられているので、ぜひ検査をして、フェイスシールドをして、そして修学旅行を連れていきたいという、そういう学校の思いを見ていました。南幌町ではどのようなお考えでしょうかお聞きします。

またワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症から身を守る最後の砦。厚生労働省によると、現在、海外で6ヶ月から11歳を対象とした臨床試験が実施されているようで、今後接種の対象年齢は広がる可能性はあるというのが、今のところその時期ははっきりしていないようです。では、どのようにしてその子どもを新型コロナウイルス感染症から守るのか。もちろん家庭内感染もありますし、そればかりではないと思います。これまでのコロナは飛沫感染や接触感染が主因とされてきましたが、政府の対策も、飛沫、接触防止を念頭に、三密を避ける、手を洗う等が軸となっていたが、むしろ換気、不織布マスクの着用が重視すべきとわかってきたとしております。同じ閉鎖空間にいた場合、距離が離れていても感染リスクがあり、コロナは空気感染が主たる経路と研究者から国や自治体に対しての対策提言がされたということです。保育所、幼稚園、学習事業者、各学校へ正しい情報の徹底の周知、御答弁でもいただきましたが取り組んでいくということですけれども、その内容について。空気清浄機などいろいろあると思うんですけれども、そういったこと。特に学習指導者に対してどのようにされているのか。ただ、国から指導されております、で終わっているのでしょうか。以上のことを伺います。

町長。

内田議員の再質問にお答えをいたします。まず道内の感染状況でございますけれども、ワクチン接種が進んでいることもあって現在は減少傾向に入ってきたというような報道がされております。しかし、感染は若い世代に多く、特に小中学校、高校においてはクラスターが発生し、学級閉鎖や学年閉鎖、休校が相次ぎ、依然として予断を許さない状況であるということは認識してございます。本町におけますワクチン接種、12歳から15歳のワクチン接種の状況でございますけれども、

議 長  
町 長  
(再答弁)

小学生は対象者が26人でございました。そのうちの接種率は50%でございます。中学生は対象者が147名で、そのうちの接種率は57%で、いずれも見込みでございますけども、集団接種最終日9月12日の予定でございます。今後希望する場合は、一般行政報告でも申しあげましたけれども、町内の医療機関での個別接種という形になってございます。現在、既に実施している12歳から15歳の集団接種時には、接種をされなかった方が、その後やはり接種を希望するというので、その予約が既に十数件入ってございます。しかし、ワクチン接種につきましてはあくまでも任意でございますので、保護者のお考えまた子どもさんの身体的な状況、それらが相整えばワクチン接種ということになるのかなと思います。

また修学旅行の関係でございます。残念な状況が続いてございますけれども、PCR検査をして修学旅行に臨むというようなスタイルにはなってございません。それらについては、そのようなことで御認識をいただければと思います。また家庭でできるPCR検査などございますけども、現在家庭用のPCR検査をはじめ、抗原検査や抗体検査など使用の目的や使用する時間、検査の時間、それぞれ異なる簡易な検査キットが市販されております。ただし、検査キットの配布だけでなく、検査後の措置や対応、体制などを含め、今後参考的な取り組みがもっと出てくるのではないかと思います。現状、家庭における対策としましては、こまめな手洗い、定期的な換気、検温など家族の健康状態を常に把握する。また、食べ物や食器を共有しないなど基本的な対策の励行、徹底が大事であり、それらの周知に引き続き努めてまいる考えでございます。

また、先ほど申しあげました予防接種機会の確保、これについては常にそういう機会が保てるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

なお、学校教室内の空気清浄の関係でございますけども、これは昨年寄附により、空気清浄機をいただいておりますので、それによって設置し空気の入替えなどに努めている状況でございます。以上でございます。

1番 内田 恵子議員。

議 長  
内田議員  
(再々質問)

ちょっと確認します。聞こえませんでしたけれど、PCR検査は予定していないということですか。わかりました。

そして、オリンピックからも学べたんですけれども、やはり生きる力といいますか、そういったものからやはり前に進む対策とあわせて、感染予防。それで私が家族で旅行や食事など、そういったのを言っているんですけど、例えば何かどこか早めにわかる大会など、そういう場合は、やはりその行く前の1週間なりは自粛すべきですし、行ってからの自粛も必要であると思います。そういうこまめな指導といいますか、そういったことがとても受け入れやすいのではないかと思います。マニュアルどおりなど固い、こういう国から出された予

防対策とかというよりも、やはりわかりやすい。先ほど町長もおっしゃっていましたが、12歳からのワクチンですけれども保健福祉課で聞いてきました。お誕生日に達するとご案内をしているということで。ものすごく親切だなと、それはもう感じましたけれども、そういったこともやっぱりどんどん発信していくべきだと思うし、さっき町長の思いを町長だよりなどで発信しませんかというのを聞いたんですけど、お答えはいただいておりますでしたけれども、とても実際に話をしているお声を聞くとわかりやすく、本当はコロナ禍がなければ説明に行きます、いろんなところに出かけますと町長もおっしゃっているんですけれども、それがなかなか今このコロナ禍で実現されていけませんので、何とかその思いを町民に伝える方法を考えていただきたい。思いを考えていただきたいと思います。

それで、空気感染によるマスクは不織布マスクが絶対必要ということで、そういうマスクは学校に十分あるでしょうけれども、町からも支給するというか、そういったことが必要ではないかなと思いますけれど、それについて。以上です。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

内田議員の再々質問にお答えをいたします。わかりやすい情報の発信ということで、なかなか声が届いてないのかなというようなことで、そういうことで御指摘をいただいたものと思いますけれども、形は今言えませんが、今の現状よりさらに私の考え、思いが町民に届くように、どういう形になるかわかりませんが、その辺については十分検討させていただき、町民の皆さんにわかりやすい情報の発信に努めてまいりたいと考えてございます。

それと不織布マスクの件でございますけれども、昨年度学校のほうにも配布した時期がございました。現状、また学級閉鎖や学年閉鎖、それらの懸念が道内で生じておりますので、不織布マスクの配布につきましては、これから教育委員会とまた協議をしながら検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

内田議員

それでは教育長に質問させていただきます。授業時数の特例校制度の導入について。文部科学省は、小中学校の各教科の授業時間数を学校の裁量で変更できる新制度を来年度から導入することを決定し、新聞でも報道されました。

教育長は、教育行政執行方針で新学習指導要領が全面実施され、「生きる力」の教育や昨年度、整備した児童生徒1人1台の情報端末を活用し、すべての子どもたちの資質・能力が一層確実に育成できる教育への対応が求められていると述べております。新学習指導要領は、小学校では2020年度、中学校では2021年度から実施されているようですが、文部科学省が学校の裁量で授業時間数を変更できる新制度を来年度から導入する方針を決めたことについて、次の点について伺います。

1、新制度導入に伴う本町の方向性は

議長  
教育長

2、学校裁量で変更できる授業時間数について教育長の考えは教育長。

「授業時数の特例校制度の導入について」の御質問にお答えします。1点目の御質問については、新学習指導要領での授業が、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されています。小中学校では、新学習指導要領における授業の課題や、児童生徒の学力の状況などを検証する必要があるため、新たな教育課程がはじまり間もないことから、今後、導入について小中学校と協議してまいります。

2点目の御質問については、教育課程の編成を弾力化することにより、地域の特性を生かした学習が推進できると考えますが、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、臨時休業対策や学校行事等の精選が求められていることから、標準授業時数を確保することが現時点では最優先課題であると考えます。

議長  
内田議員  
(再質問)

1番 内田 恵子議員。

地域の特性というか、現時点では標準授業時間数を確保することが最優先課題であるということ、まだ来年度からの制度ですけれど、この新制度は導入するか、しないかの可否というか、それはあるのでしょうか、まず1点目。

そして小中学校、それぞれ我が町は1校ですけれども、学校裁量となると学校間の格差や学力への影響も懸念されるのではないかと、2つ目です。

10年ぶりに改訂された新学習指導要領の柱の一つが、社会に開かれた教育課程であり、コミュニティ・スクールとも大いに関連があると思いますが、今後コミュニティ・スクールの役員の方々と協議についてのお考えはあるかどうか。

4つ目、モデル校を目指して先進な取組を進める学校もあれば、地域の事情に応じた学校を目指すのも選択肢の一つだと思いますが、今の段階では、教育長のお考えでは、どちらになるとお考えでしょうか。先生方への負担もかかることもあるかもしれませんが、お考えをお聞かせください。

議長  
教育長  
(再答弁)

教育長。

内田議員の再質問にお答えいたします。まず、御質問の中にありました、小中学校の関係については、今、小中連携という形で、将来小中一貫型学校に向けて学校と協議をしているところです。その中においては、小学校から中学校へ進学するにあたって、教育目標を継続的なものにしていくということから進めておりまして、この授業時数にも関わりが将来出てきますので、これについても将来に向けて学校と協議していきたいということで、まずはお答えさせていただきます。

それから、地域連携の関係ですけれども、この授業時数特例校にするにあたっては、学校の中で保護者あるいは地域等にも広く説明をしていかないと進めないという条件があります。従いまして、その特例校制度を受ける際においては、地域についても学校、保護者と同じよ

うに説明を十分果たしてから取り入れていくということになっています。

それから、この制度そのものについては、最初に答弁したとおりでございますけれども、今付け加えて申しますと、国においては、来年度から教科担任制の導入に向けて概算要求が盛り込まれている方向で検討されております。教科担任制というのは、全ての教科を教える今の学級担任制から、教科ごとに決まった教員が教えていくという制度になります。令和4年度、来年度から今の小学5、6年生の外国語、算数、理科、体育の4教科を対象に本格導入されようとしているところでございます。南幌小学校におきましては、既に理科と外国語について教科担任制を取り入れて進めておりますけれども、当然専門性を持ったきめ細やかな指導とそれから中学校への学びへつながる系統的な指導、これにつきまして新学習指導要領に同じく引き続き検証、評価をすることも大切だと考えております。従いまして、この授業時数特例校の基本的な考え方につきましては、まず今の学習指導要領に沿った内容に対する評価、検証、それから来年度行われるであろう教科担任制に向けての評価、検証を進めてからということ考えているところです。

議 長  
内田議員

1番 内田 恵子議員。

来年度からということで再々質問はいたしませんけれども、新学習指導要領の中に生きる力というのがありますから、今とてもそれが大事であろうと思います。教育長の裁量で、どうか協議を進めていただいて、子どもたちが安心して南幌町で学んだり遊んだりできるようにお願いをして、再々質問はいたしません。

議 長

以上で、内田 恵子議員の一般質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩をいたします。

(午前10時33分)

(午前10時45分)

議 長  
熊木議員

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、3番 熊木 恵子議員。

3番 熊木 恵子です。町長に1問質問いたします。

中央公園の整備と誘客交流拠点施設整備について。8月26日開催の全員協議会において、中央公園滑り台実施設計経過について説明がありました。シンボリック的存在だった大型滑り台は、修理がされないまま樹木が生い茂り使用禁止となってかなりの時間が経過しました。今回の実施設計では築山に新たな大型滑り台を設置し、多くの遊びの機能を取り入れたコンビネーション遊具も併設すると伺いました。中央公園は、平成6年に公園整備が行われ、ちゃぷちゃぷ池やサイクリングロードなど自然豊かで利用価値が大きい公園です。しかし、トイレや看板、コースの表示など経年劣化が見られる箇所も多くあり、公園内のトイレ増設や休憩のできるベンチの配置など改善、整備の必要があると思います。乳幼児から高齢者まで幅広い町民に利用してもらえ



る魅力のある公園として、今後の整備計画はどのように考えているのか伺います。

また、誘客交流拠点施設整備についての進捗状況も説明されました。内閣府からの指摘事項として、札幌市を含む圏域全体の連携や子育て環境の整備をメインとした南幌町からの提案が実務者会議の中で協議されたとの報告でした。再度、地方創生拠点整備交付金の申請を行い、令和5年の使用開始に向けて進めていくとの説明ですが、新型コロナウイルス感染症は、新たに感染力の強いデルタ株の流行で、いまだに収束が見通せません。

室内空間に留まることをできるだけ避けたいと考える傾向は続くと思います。ウッドショックや鉄鋼材の高騰による建設事業費の懸念もあり、予算拡大や規模の縮小もあるのではないかと考えられます。中央公園の良さを生かすためにも、新たな建物に巨額の税金を使わず、公園整備と既存の公共施設の有効活用で子どもの遊びの場を確保すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

「中央公園の整備と誘客交流拠点施設整備について」の御質問にお答えします。中央公園の整備については、現在、使用禁止としている大型滑り台を優先的に整備しますが、公園長寿命化計画において公園内の他の施設の劣化状況などを確認していますので、来年度より、設備の修繕、更新など計画的に進めてまいります。

次に、誘客交流拠点施設整備については、新型コロナウイルス感染症などへの対応として、空間除菌や空調機器による換気、混雑時における入場制限などの対策を検討し、室内空間でも安心して利用していただけるよう効果的な対策を講じてまいります。また、建設資材等の高騰への対応については、施設整備費の上限額内とすべく事業者と調整してまいります。

公共施設での子どもの遊び場の確保については、既存の施設にはそれぞれの利用目的があります。誘客交流拠点施設については、道央圏連絡道路の開通や北海道ボールパークの開業を見据え、子どもの遊戯施設を整備し、町内外から多くの方にお越しいただくことにより、交流人口を増やし、移住定住の促進と地域の活性化を図ることが目的であり、中央公園内に整備することで公園利用との相乗効果により、多くの方の利用に繋がるものと考えます。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。ただいま答弁いただきました。中央公園の整備と誘客交流施設、二つについて質問して答弁いただきました。まず中央公園のほうから。私は今年に入ってから何度か中央公園を散策しました。先日は、南幌に新しく引っ越して来られて30年になるけれども一度も中央公園に来たことがなかったという方と一緒に散策しました。その時にちょうど緊急事態宣言が発令されている土曜日でしたが、その土曜日と先週の日曜日や土曜日にも結構のお子さん連れの方々

がいらして、すごく賑わっていました。全体的には築山があって、サイクリングロードやトリムコース、そしてちゃぷちゃぷ池、乳幼児用の滑り台などが配置されて、すごく美しい公園だなということを再発見しています。子どもたちが遊んでいる姿というのを見て、乳幼児はお母さんと一緒にちゃぷちゃぷ池で遊んでいたりと、その奥のほうの滑り台などで遊んでいたんですけれども、駐車場からちゃぷちゃぷ池に行くまでに結構な距離があるんですよね。それで見回して、反対側のほうにちょっと駐車場などがあれば少しいいのかなということも感じました。それから赤ちゃん連れの方やベビーカーを押しながら水遊びの道具やおむつなどをいろんなものを持ってそこまで行くのに結構大変だなと見ていて思いました。でもその現場に着いてからは、現場というかちゃぷちゃぷ池の中では本当に思い思いに遊んでいて、ただその日も結構日差しが強かったですけれども、やっぱりせっかくちゃぷちゃぷ池が改修されて、そこに木などが木陰になるようなものがなくて、やっぱりそれは必要ではないかなということも感じました。それから小学生はボール遊びやバドミントン、いろいろな遊びをしていて、大型滑り台のコンクリートのところ、その壁のところ、サッカーボールを打つなど、いろんな形で遊んでいました。ですから、後で質問しますけれども、その整備計画の中で大型滑り台を撤去したとして残っていくコンクリートの部分、あれはどうなるのかなということを感じましたので、そこもちょっとお聞かせ願いたいと思います。それから、トイレですけれども駐車場側と公園管理棟ですか、そのところであって、障がい者用のトイレなどはその時は閉鎖されていました。それからトイレもやっぱりさっきの子どもの遊び場のところからはすごく離れていて遠いので、やっぱり中間や、それから高齢者などもストックを使って歩いたり、そういうときに、もう少しトイレの個数も必要なのではないかなと思いました。そこで今はトイレもいろいろ移動する循環式トイレなどが開発されていて、例えば夏の間だけ活用して冬季は閉めるとか、リースで借りるとかいろいろな形があると思うので、その辺も整備計画の中でぜひ検討してほしいと思いました。またベンチなど、いろいろ経年劣化が見られる木造のものが、やっぱりどうしても時間とともに経年劣化が見られます。それで、以前中央公園の大きな看板はようやく直してきれいな形になったんですけれども、そのほかの公園の見取図とかいろいろ、次ここはトリムコースというような看板もやはり古くなっているの、その辺もきれいにやっぱりすべきではないかと思いました。それで今年の春でしたか、札幌の大きな公園などにちょっと行った時に、その大きな公園はやっぱり市民の方がいろんな形で活用されていて、例えば高齢者だと、その遊んでいる姿をベンチに座って見ているということだけでも、やっぱり先ほどの議員の質問のように生きる力をそこで養っているのかなということも感じましたので、そういう意味では、中央公園は南幌町民にとってはやっぱり利用できる公園としてもっとPRする必要が

あるのではないかなということを感じました。それで中央公園以外の公園整備についても長寿命化計画の中で取り組まれていて、遊具の撤去や修理を行った際に、新たな遊具の設置やトイレの点検などを同時に取り組まれているのか、それもちょっと伺いたいと思います。

地域にある公園というのは、子どもの遊び場の機能だけではなくて地域住民の憩いの場、そして緊急避難場所としての機能も持っているのではないかと思います。ですから、今遊具が撤去された公園もあって、以前報告もされたんですけども、その後の活用の仕方について、地域の方の意見などを取り入れているのか、その辺も伺いたいと思います。それから公園のところで経年劣化しているベンチなどを見ながら思ったんですけども、全て今回設計をお願いしているんですけども、町の予算でやるということのほかにも、例えば公園整備について町民参加型という形の提案というのがあるのもいいのではないかなと思います。それは大きなことはできないかもしれないですけども、ベンチにやすりをかけたり、あとペンキを塗ったり、そういうようなことを町民に参加してもらって、それによって自分たちの公園という意識というか、そういう形につながっていくのではないかなと思うので、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。

それから、先ほどの答弁の中で、答弁とそれから先日の全員協議会の中で、大きな予算というか、実施設計の概要の説明の中で560万円の予算というのが示されました。それは10月20日までの工期ということで、詳しいものがこれから決まっていくでしょうけれども、おおよそでいいですがコンビネーション遊具や新しい滑り台など、そういうのはだいたい概算でどれぐらいの金額になるのか、その辺もお示しいただければいいと思います。

次に、誘客交流施設のほうについて伺います。先日の全員協議会では、質問でも言いましたが、進捗状況について説明されました。内閣府からの指摘事項が2点。札幌市を含む圏域全体の連携の取組が必要。圏域での子どもと子育て世代を対象とした環境の整備が必要とのことでした。その中ですごく気になったのは、いろいろ検討をこれから実務者会議の中でも協議されて、具体的な検討に入っていくでしょうけれども、事業名称の変更を予定ということで説明を受けました。この事業名称の変更というのは、今まで誘客交流拠点施設整備ということで走ってきていて、その名称そのものが変わるということはすごく大きなことではないかなと思うんですけども、そこがわかればわかる範囲で説明していただきたいと思います。

それと資材費の高騰についての説明も先ほど答弁いただきました。私、本年の第1回の定例会でも、第2回定例会でも質問しているんですけども、ウッドショック、鉄鋼材の高騰というのは大きなニュースになって新聞紙上でも取り上げられました。そういう中では、先ほどの答弁の中では、上限額内とすべく事業者と調整しているということですけども、今までの計画どおりのものがそのまま本当にできる

のか。その辺がどういうふうに町長はお考えなのかを伺います。

それと誘客交流拠点施設、子育て支援としてそれでやっていくということで今までも答弁いただいて、議論もしてきて、なかなか私とは一致なかなかできないですけれども、先日若い子育て世代の方とお話をしました。その中で感じたのは、このコロナ禍でやっぱり生活スタイルが大きく変わっていると。先ほども同僚議員の質問の中でも、新型コロナウイルスのことでいろいろ質問ありましたけれども、やはり収束がなかなか見通せない、そして昨日もニュースなどを見ていると、2回ワクチン接種を受けても、もう半年もすればその効果が薄れてくるというような形の報道もあります。そうなってくると、今新たなミュー株などいろいろ出てきていて、変異株のウイルスのほうがもうどんどん強くなっているという感じが受けるんですよ。そういう中で、一番危惧するのは、お母さん方や子育て世代に聞いて、室内のこういう建物が欲しいですかと言うと欲しいというと思います。けれども、では南幌町に移住定住をふやすということも大きな柱にありますけれども、それでは本当に移住定住する方々がこの誘客交流拠点施設、室内の建物があることでそれを第1条件に選ぶとは全く私は思いません。やっぱり先日の公園に行っても感じるのは、この南幌町の自然環境の良さ、それから空気がいいなど、あと利便性が高い。それともう一つ大きなものは子育て支援の補助金です。そういうのがあることが一緒になって、じゃあ南幌を検討しようという形になって、今じわじわと増えて来ていると思います。来てくださった方には本当に感謝ですし、それによって南幌町の人口が増えるのと、新しい方々の意見も町政に取り入れて活性化していくということにはすごく大きな役割を持っていると思います。今先ほど言った若い方とお話をした時に、室内に長い時間居るということはもう絶対したくないというような強い意見でした。それはいろいろな方の意見があると思います。でもその方、何人かはそういうような意見でした。それをしなくても、子どもを育てる親の思いというのは共通していると思うんですよ。やっぱりあの広い場所で伸び伸びと、環境の南幌の良さを生かしたところで子育てをしたい。だからわざわざそういう施設を中央公園につくるということに賛同できないという声があります。それから、施設を建設して、やっぱり一番は年間の維持費、私も今までも何度も質問しているので理論的には今までいったことと答弁いただいたことで何度も読み返していても、補助金が交付されれば、町の持ち出しが少なくてその建物を建てられるというのは、そういう説明を今までも受けてきました。しかし年間の維持費を考えると、やっぱり費用対効果や予想される集客人数、それもやっぱりすごい限界があると思います。以前質問したときに、日ハムの北広島の球場との関係はないともおっしゃっていましたが、やはり先日も新聞にも大きく出たり、私も何度も現場のところをちょっと見に行ってきました。南幌からわずか15分から20分ぐらいで到着します。夏休みには小学生などを

招いてその現地を見てもらったというようなこともニュースでやっていました。それから子どもの遊び場、そういうのも、いろいろこう工夫してつくっていくというような青写真を描いたようなテレビ報道もありました。そういう中で、いろいろ考えると町にどうしてもそれが必要なのかというところに行かざるを得ないんですよ。ですから年間維持費の問題などいろいろこれからの南幌の高齢化社会を考えると、やはり今大きなお金を使ってそこに建設するということが本当にどうなのかということを、再度、前回は凍結をと私質問しましたけれども、今一度考える必要があるのではないかということを思いますので、そこはきっとなかなか平行線でいくと思いますけれども、今の状況を考えて町長はどういうふうに思っているのか伺いたいと思います。

それと町長の公約である、もうすぐ10月で1年になりますけども、ちょうどその10月の時に公約で町民の意見を丁寧に聴く、丁寧に説明すると表明されていますし、今年の執行方針の中でもそのようなことを言われています。丁寧に説明というのは今までもされていると思いますけれども、なかなか全町民に向けて説明をしてきたところでは、この誘客交流施設についてはすごく少ないのではないかと思います。私は全町民の声を聴くべきだということも、何度も前町長に対しても発言してきました。前回は話をしているので、いろいろ団体のアンケートをとったという形の中で、やっぱり私は何も聞かれてないという町民があちこちにいらっしゃいます。それであっても町長は、自分のところには肯定的な意見しか届いていないということを前回は答弁しました。肯定的な意見だけが本当にそうなのか、例えば3月23日の座談会があった時にも、会場の中で、やっぱりきちっと説明をしてほしいとか、やっぱりこの建物はどういうものなのかというような意見が多々あったと思います。それを考えても、やっぱり町民の中には、いまだにこの施設が必要なのかということも含めてやっぱりもっと説明してほしいという思いはたくさんあると思います。それで、先日の全員協議会の説明の中でも、例えばその町民に説明するという中で、町長は、自分は行政懇談会をやるという方向だということをして昨年町長選挙の後にも明言されていましたが、区長会議の中でも日程も組んだけどもやっぱりコロナの関係で実施できなかったと、それからこの間の説明では、早く実現できるようにしたいということをおっしゃっていました。それは、本当にこのコロナがなければ懇談会をして、そこの中で誘客交流施設についても説明をして意見を聴くという姿勢はあるというふうには、私は確認しました。コロナの収束を待っていて、いつまでもできないままで本当にいいのかと私は思います。議会も毎年議会報告懇談会を開いてきましたけれども、やっぱりコロナ禍でできないということであって急遽、書面懇談会という形で町民の方にアンケートを寄せていただきました。それをアンケートの精査をして、議会としては各委員会に分かれてそれを議論しています。そ

の寄せられた意見の大半はやっぱり町に対する意見ですよ、議会にというよりも。私たちが議員としてその意見をしっかり聞くということは自分たちの役割だと思っているので。ですから、いろんな形で町民と対話すべきではないかなと思うんです。それで例えば、道内外の首長さんもやっぱり今回のコロナによってやっぱり苦慮されていると。そういう中でもコロナの以前から取り組まれていた町民の意見、要望を聴くということで、町長への手紙や私の町の提案、夜間町長室など、そういう形で取り組んでいる首長さんがいらっしゃいます。ですから、本町でも全くやっていないのではなくて、ふれあいミーティングや電子メールによる町民の意見を伺う取り組みというのをされていますけれども、それは町民からは具体的には大崎町長になってからどのようなご意見や要望が届いているのか。故郷ふれあいミーティングは現在どうなっているのか、そこをちょっと伺いたいと思います。

私は、町民との対話の場を積極的に設けるべきではないかと考えます。ですから、本当にこうそういう機会を新たに創設して、本当にこの施設建設が必要なかどうかを改めて町民に問うべきではないかなと思いますが、そこを伺います。

議 長  
町 長

町長。

中央公園、誘客の関係と大きく二つに分けての再質問をいただきました。まず誘客に関わるふれあいミーティングの関係につきまして担当課長から説明をさせていただき、その後私から中央公園と誘客についての御答弁させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

まちづくり課長

それでは私のほうからは、まず故郷ふれあいミーティングなど町民からの意見聴取についてお答えいたします。故郷ふれあいミーティングにつきましては、行政区、町内会や10名以上の小グループ団体に対して、町長とのミーティングということで実施することで開催しています。1年前にある団体からの要請があったんですが、御存じのとおりコロナの関係で実施には至っておりません。今後も故郷ふれあいミーティング、そのほかに町民談話室、町民意見箱、もしくはまちづくり職員出前講座の中にメニューで「誘客交流拠点施設とまちづくり」というメニューがございます。こちらにつきましては昨年3月に、ある行政区との会合がございまして、その中で1件出前講座を実施してございます。そのような形でさまざまな意見聴取という形で町長とふれあう、または職員との説明という形の体制を整えておりますので、今後もそちらの方策を知らしめた中で対応をしていきたいと考えております。以上です。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

それではたくさん御質問をいただいたので、ちょっと前後する部分があるかと思いますが、よろしく願いいたします。はじめに中央公園の大型滑り台の関係でございます。既存の大型滑り台は、子どもの事故が続きまして、安全確保のために平成30年より利用を中

止しており、利用者の期待にお応えできない状況が続いておりますことは申し訳なく思っております。公園長寿命化計画の策定によりまして、充当財源の確保に一定のめどがつかまりましたので、このたびは実施設計、そして来年度に更新工事を予定している状況でございます。更新の内容につきましては、新たに築山に設置する大型滑り台とその周辺に幼児用のコンビネーション遊具の設置を予定しておりまして、あわせた費用でございますけれども、概算で6,500万円程度を見込んでございます。なお、既存滑り台の撤去費用として約200万円、また展望台と展望台の階段撤去の費用として約700万円。展望台を含めたそれら全体を解体する場合には約4,000万円がかかるものと試算をしております。また展望台を単体として残し、議員言われている、コンクリート壁を利用してのテニス打ちやボルダリングなど、それらを再利用をする場合には、再利用をする方法にもよりますけれども約1,500万円程度かかるのかなと思っております。いずれにしても今回、公園長寿命化計画策定によりまして、充当財源のめどがつかまりました。起債、交付税等を効果的に活用することによりまして、実質的な自己負担は4割ほどかと思っております。また長寿命化計画は、基本的に10年間の維持管理計画でございます。このたびの大型滑り台の更新を含め、計画的にその他の施設についても修繕、更新を行っていかうとするものでございます。また来年度は、議員言われた木造ベンチが24か所ございます。それらを全て更新いたします。また木製遊具1か所の撤去を予定してございます。それと公園内におけます大型看板ですが、議員が言われた、木造により傷んでいる案内標識などにつきましては、今年度、南幌町観光周遊整備計画を策定する予定でございますので、その中で一体的に整備することで効果が上がるのかなというように考えてございます。当然事業費の圧縮なんかも想定しているところでございます。

続いて、誘客施設の関係でございます。なかなか議員と考え方の一致が図られない部分がありますけれども、今までの経過も含めながらお答えをさせていただきたいと思えます。まずはコロナの感染の関係でございますけれども、国や道、市町村において、それぞれの役割の中で引き続き状況に応じた対策を講じることになります。また地域や家庭におきましても感染対策の基本的な励行は今後もお願いをすることになろうかと思えます。また、室内空間に留まることをできるだけ避けたい傾向と言われておりますけれども、なかなか客観的な確認ができません。例えば施設運営にあたりまして、混雑が予想される土、日などは入場者数を制限することや利用時間の短縮、または一定時間ごとの入替えなどを事前に告知しまして、感染対策並びに安全対策を講じる運用が必要ではないかと考えております。また施設内の整備では、現状の計画においては施設内は24時間型の換気設備を設置するなど感染防止機能の強化を図っております。さらに今後は実施設計までの間、効果的な設備の設置などを検討してまいりたいと考えてござい

す。また、北海道は特に冬の間必然的に施設利用の機会が多くなります。本施設以外でも室内における感染対策、マニュアルやガイドラインに沿った適切な運用が必要であると考えてございます。また建設資材の事業費の高騰にウッドショックによる木材または鉄鋼等の高騰により事業費への影響が生じているのは事実でございます。事業者側とは、建設事業費の上限額を、外構を除き8億2,000万円としておりますので、その範囲内での整備を予定しております。なお、資材費の高騰、並びに1年遅れたことによる影響額の調整方法としましては、主要変更ではない規模の縮小や仕様の一部変更が必要にあると考えてございます。

また全町民からの意見を聞きたいと、町民から広く意見を聴く必要があるのではないかとということで、これにつきましては、今までも幾度も御質問にお答えをさせていただきました。行政懇談会につきましては、以前から申し上げてまいりましたとおり、本年度実施予定でございます。ワクチン接種の進捗などを考慮し、今後実施をしたいと考えてございます。なお日程につきましては、今衆議院の選挙なども予定されておりますので、それらとの調整を図りながら実施をすべく考えてございます。また出前講座や故郷ふれあいミーティングにつきましては、先ほど課長から申し上げましたけれども、そういうものもこれから活用していただきたいと思っております。

それと説明会でございますけれども、仮にこれから説明会を開く場合としても、あくまでも施設の建設の是非ではなく、施設のあり方、運用の方法、また施設を通したまちづくりなどについて、町民の皆さまと意見交換を交わしていくというように考えてございます。また感染状況も見合せながらワークショップなども開催していきたいと思っております。

それと施設について、今を振り返り、施設が必要なのかということでございますけれども、施設建設の目的は先ほど申し上げましたように高規格道路の開通、または北海道ボールパークの開業、これを見据えて交流人口の拡大、子育て世代への移住促進、そしてまちの活性化を図ることを目的としてございます。この考えにつきましては、以前から変わりはございません。

事業名称の変更でございます。誘客交流拠点施設整備事業、これはいわゆる事業の名称でございます。このたび内閣府とのいろんな相談をしたところ、やはり子育て支援、交付金を獲得するために、やはりもっと子育てを応援する施設の事業名称にしたほうが有利でないかというようなアドバイスもいただきましたので、そういうことで検討をしているということでございます。以上でございます。

3番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。私もいっぱい、わあつと言いましたので済みません。今答弁をいただきました。それで私も順番ちょっといろいろ変わるかもしれないんですけども、まず中央公園のところ、だい

議 長  
熊木議員  
(再々質問)



たいの概算の費用を出していただきました。それで一つお聞きしたいのは、大型滑り台を全て撤去したら、解体費用だけで4,000万円ということですよ。コンクリートの部分を例えば残すとしたら、そういうことは、これからなのでしょうか。先ほど言い忘れたんですけどもコンクリートのところにボルダリングがあります。それで最初つくった頃はまだすごく珍しくて、すごく人気があったと思います。今またオリンピックとかいろんな中でこのボルダリングも、いろんな形で利用する人など話題にはなっていると思うんですよ。それで先日も見て、それから建築関係の仕事をしている人とも一緒に見たんですけども、例えばあれをリニューアルというか、下も安全にマットレスとは言わないですね、何かクッション性のそういうものを置いて危険のないような形にして新たにそういうものを設置するとか、そういう形で工夫とかできないのかなと思ったので、それちょっと1点お願いします。

それと先ほどの質問の中で、植樹の関係、ちゃぷちゃぷ池のところに、それがちょっとお答えがなかったもので、総合的にいろいろこう判断してやっていくということが答弁なのかなと思いますけれども、そこを使われているお母さんにお話を聞いたら、やっぱり暑いから一応日除けなどそういうものは持ってくるけれども、ちょっと遊んでそこで木陰というものがあるとすごくいいんだよねというようなことを言っていましたので、それちょっと検討どうなるのかなと思うのと、駐車場、見回してもなかなか反対側につくというのは難しいのかなと思うんですけども、10台ぐらいなど少ない数でもとめられる形で、本当に赤ちゃんなど連れの方が向こうから入ってくると距離も少ないのではないかなと思うので、その辺のことをちょっと1点伺います。

それから先ほどトイレのことも、これも総合的に判断した中で含まれるのかもしれないですけども、おむつをしている子どもはともかく、急いでトイレに行こうと思っても、例えば高齢者、高齢まで行かなくても、散歩などをしている方が最初からトイレを確認して歩いたりとすると思うんですよ。やっぱりその2か所ではなくてふやす必要があると私は思うんですけども、それで今いろいろこう簡易トイレがすごい良いものがたくさん出てきているというのも調べてみました。移動する循環式トイレということで、札幌の企業が開発しています。そういうものを活用できれば、町民にとってもすごく利用価値のある、また町内外から町外からも利用しやすい公園になるのではないかなと思いました。その検討もぜひお願いしたいということは先ほど言いました。

それから公園のところでもう一つ、老朽化しているその木製のものなどに対して、一遍にいろいろこうやるということでしたが、町民に参加してもらおうという形、町を活性化させるために、私もそこは町長と考えは一緒なんですよ。誘客交流施設ではなかなか一致しないですけど、町の活性化を図るためにいろいろ町民と一緒にいろんな形

でやっていくということには思いはきっと同じだと思います。そういうので、何人参加されるかわからないですけども、そういうようなものを公園のことだけではなくて、協働のまちづくりも謳っていますしそういう形で参加してもらって、自分たちの町を自分たちで良くするという形に方向を転換させることによって愛着があって本当に住んでよかったと思う町になると思うんですよね。その辺の工夫をやっぱりしていく必要があると思います。そこで再度伺いたいと思います。次は、誘客交流施設です。先ほど最後に事業名称のことを答弁していただきました。事業名称の変更で、誘客交流拠点施設、その冠のそれは変わらないということですか。そこにそれをそっくり変えるということなのか、そこが聞き取れなかったので、そこ再度答弁をお願いします。

それと、いろいろ事業費のこともお話がありましたけれども、資材の高騰によって今まで計画していた計画そのものがそっくりできることになるのか、それとも外観などというものをランクを下げた形でつくっていくのか。そういうようなことが具体的にやっぱり検討されているのか、そこを伺います。

それと最後のところで、町民の意見を聴く、町民からいろいろ意見を出してもらおうというところで、私、一度凍結をしたらいいのではないかと質問をした時に、そのときはまだ交付金が不採択になっていない時でした。交付金が不採択になって、やはりこの事業そのものを本当に見直すチャンスだったと私は思うんですよね。それで先ほども何度もアンケートも取ったなど、いろいろありましたけれども、子育て世代だけではなくて、農業青年など、いろいろサークルという形で細かくはとっているんですけども、やっぱりこの大きなものを、南幌町にいろいろ箱物がある中で、新たにをつくっていくということは、やっぱり全町民にとって意見を聞かれるということが当たり前だと思うんですよね。そここのところの手間をやっぱり省いてしまったと私は思っています。ですから、その交付金が不採択になった時点で、やっぱり再度町民の皆さんから広く意見を募ると。その中で大半がやっぱりこういうものは町の活性化のために必要だとか、移住促進につながるとか、そういう意見がたくさん出たのであればやっぱり堂々と進めていけばいいです。だからそのことを町長は第2回定例会の中でも、議員の全員協議会の中で賛成多数で皆に押しもらったので、それを進めていくということでした。確かに議会の中では賛成多数でした。だけれどもその時にそれだけをやったらいいのかという問題ではないと思います。ですから、やっぱり全町民に、コロナになってなかなか意見を聴けないということがありますから、やはり再度、全町民アンケートという形でこれからのまちづくりということを考えて、やっぱりその中の一つとして誘客交流施設があると思うので、そういう意味のアンケート調査なりをすべきではないかなと思いますので、再度これについて答弁をお願いします。

それから、先ほど私は、町長の公約である町民との懇談会をするということを公約でも話していましたが、その努力もされていることは十分承知しています。でもやっぱりなかなかできないという中で、先ほどほかの自治体の首長さん方がやっていることをちょっと紹介しましたけれども、今は意見箱、メール、故郷ふれあいミーティング、それから出前講座などいろいろやられているんですけども、その中で、なかなかもっともっと意見が集まらないということに対して、やっぱり新たなものをつくっていくべきではないかなと思うんですけども、そういうふうには考えないのでしょうか。そこについて伺います。以上です。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

先に中央公園の関係でございますけども、滑り台、いや失礼しました、コンクリート壁、いわゆる展望台でございますけれども、展望台に上って、そして現状は階段でのぼって、そしてその展望台の上から滑り台に接続されるという現状のスタイルでございますけれども、まずその滑り台を撤去する費用としては、先ほど申し上げたとおり200万円。それと階段撤去が700万円。それとあわせて展望台を全て撤去する場合には4,000万円が見込まれます。ですから、展望台を残す場合、コンクリート壁を残す場合につきましては、滑り台の撤去費用と階段の撤去費用これらが必要となってきます。それと展望台をリニューアルして、コンクリート壁をリニューアルして再利用する場合、これはやっぱりリニューアルの方法によるものですから、一概にいくらかかるかとは言えません。どのような方法がいいのか、これまだ結果が出ておりません。ただ、今使われているボルダリングやテニス壁、そういうようなもので再利用した場合につきましては、現状のものを修繕していくということで1,000万円から1,500万円程度かかるのかなと試算してございます。

それと駐車場や日除け、トイレでございます。日除けにつきましては1か所、ちゃぷちゃぷ池に1か所ございます。1か所で足りる、足りないという問題もあろうかと思えます。それと駐車場、広大な公園なものですから、なかなか端から端まで時間がかかるということはわかりますけれども、当初から駐車場はあの1か所で一体的管理をしようと1か所にしております。この駐車場またトイレの増設、いわゆる利便性の向上に係ることにつきましては、これからまた1年ではできませんけれども検討してまいりたいと考えてございます。

それと、町民参加型のボランティアによる管理でございますけども、中央公園の長寿命化によって改修が進んでくれば、そのような箇所はなかなかなくなってくる、管理する部分は少なくなっていくかと思えますけども、町民と一緒に管理する、協働のまちづくりにとっては大事なことでございます。これについては参考意見として検討させていただきます。また地域の公園につきましても同様に、また検討してまいりたいと考えてございます。

誘客交流施設でございますけれども、事業名称でございます。誘客交流拠点施設ということで当初、事業の名称としてつけたものです。それと先ほど言われたように、地方創生拠点整備交付金を獲得するにあたっては、もっとさらに具体化した、わかりやすい名称が必要でないかということで内閣府から意見があったものでございます。内閣府の意見も当然参考にしながら、まずは予算の獲得がなければ施設の建設は難しいので、その事業名称につきましては検討してまいりたいと考えております。

それと事業費の問題でございます。当初予定したものがそっくりそのままできるのかということですが、先ほど再答弁の中で申し上げましたけれども、ウッドショック及び鉄鋼材の資材による影響が出てございます。また1年遅れたことによる諸々の事業費の影響が出てございます。それにつきましては上限額を変えない範囲の中で吸収をしようというところでございます。従って規模の縮小や仕様の変更など、あくまでも目的主体の変更をしない状況の中でそういう対応が必要であるのではないかと思います。

それと、町民の声を聞くということで、これらにつきましては今までも申し上げたように、これからもそのような形で進めてまいります。全町民への施設建設に向けての建設の是非についてのアンケートにつきましてはとる考えはございません。それと町民からの声、またそういう新たなものが必要でないかということでございますけれども、現状の制度があります。それをもっともっと町民に活用していただくよう、そういう周知の努力をしまして、実効性のある制度にしていきたいと思います。以上です。

議長 以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。  
以上で一般質問を終結いたします。

●日程5 認定第1号 令和2年度各会計決算認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。  
町長 ただいま上程をいただきました認定第1号 令和2年度各会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、令和2年度南幌町一般会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで1億6,209万7,943円の残額となりました。主な事業としては、役場庁舎改修、防災設備等整備、子育て世代住宅建築費助成、障がい福祉・子育て・高齢者支援、保健衛生、農業振興、町道管理、橋梁長寿命化修繕、栄町公営住宅改修、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備、並びに新型コロナウイルス感染拡大対策事業及び緊急経済支援事業などを実施したところです。なお、農業経営高度化促進事業を繰越したため、繰越明許費繰越額128万1,000円を差引くと実質収支額は1億6,081万6,943円となります。

次に、令和2年度南幌町国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで1,687万2,456円の残額となったところです。

次に、令和2年度南幌町下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで1,170万9,815円の残額となったところです。

次に、令和2年度南幌町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで84万2,823円の残額となったところです。

次に、令和2年度南幌町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで4,640万3,986円の残額となったところです。

最後に、令和2年度南幌町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで15万3,954円の残額となったところです。

以上、令和2年度各会計の決算につきまして、御審議のうえ認定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 本案につきましては、令和2年度南幌町一般会計及び特別会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。

局長 (朗読する。)

議長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

監査委員 特にありません。

議長 続いて、ただいま上程されました令和2年度各会計決算認定についての取扱いについてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員 ただいま上程されました令和2年度各会計決算認定にあたりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいまの川幡 宗宏議員からの御発言は、9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は、決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員 ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員長には、熊木恵子議員、副委員長には本間 秀正議員の両氏を推薦いたしますので、

議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいま川幡 宗宏議員からの提案がありましたとおり、委員長には熊木 恵子議員、副委員長には本間 秀正議員との御発言であります。そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって委員長には熊木 恵子議員、副委員長には本間 秀正議員と決定をいたしました。

●日程6 認定第2号 令和2年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました認定第2号 令和2年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。病院の経営状況につきましては、「国民健康保険町立南幌病院改革プラン」に基づき、病棟削減と病床機能転換を図り、南幌町地域包括ケアシステムの一環としての取り組みを進め、収益的収支で6,037万7,044円の純利益となったところです。

以上、令和2年度病院事業会計の決算につきまして、御審議のうえ認定いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

議長 本案につきましては、令和2年度南幌町病院事業会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。

局長 (朗読する。)

議長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

監査委員 特にございませぬ。

議長 ただいま上程されました令和2年度南幌町病院事業会計決算認定についての取扱いについてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員 ただいま上程されました令和2年度南幌町病院事業会計決算にあたりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいまの川幡 宗宏議員の御発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

●日程7 報告第3号 令和2年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

町 長

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました報告第3号 令和2年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、令和2年度の各会計決算を基に算定した、本町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、報告第3号 令和2年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。別途配布してございます報告第3号資料をごらんください。このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、市町村の財政状況を判断するため、健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられており、また、一定基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられています。

それでは、令和2年度決算によります、それぞれの指数について御説明を申し上げます。最初に1. 健全化判断比率の(1) 実質赤字比率につきましては、一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。下の表をごらんいただいておりますのとおり、赤字は発生していません。(2) 連結実質赤字比率につきましては、全ての会計を対象とした赤字比率、または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。これにつきましても、赤字は発生していません。

(3) 実質公債費比率につきましては、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。特別会計並びに一部事務組合を含めたもので、過去3カ年の平均数値で表しています。本町の数値は11.2%で、起債許可基準の18%を下回っていることから、公債費負担適正化計画を策定する必要はございません。なお、過去の数値については、資料の裏面をごらんください。平成30年度は12.7%、令和元年度は11.9%です。表の数値は3カ年の平均比率であり、前年度と比較して比率が減少しています。単年度の比率につきましては、平成30年度は13.1%、令和元年度は11.4%、令和2年度は9.1%となり、令和2年度につきましては、地方債元利償還金の減少により前年度と比較して比率が減少しています。

資料の表面に戻り(4) 将来負担比率につきましては、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。これは、第三セクターなども含めたもので、本町の数値は86.6%です。早期健全化基準の350%を大きく下回っております。なお、過去の数値については、資料の裏面をごらんください。平成30年度は73.8%、令和元年度は70.1%です。前年度と比較して比率が増加した理由としては、地方債の現在高及び一部事務組合負担等見込み額が増加したことによるものです。このように、本町の財政状況

は早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、本法律に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっております。

次に、2の資金不足比率につきましては、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定する必要があります。本町の公営企業会計は、病院事業、下水道事業、農業集落排水事業の3特別会計がありますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生していません。そのため資金不足比率に該当しないことから、本法律に基づく経営健全化計画の策定は不要となっております。以上、財政健全化法に基づく健全化判断比率等について説明をさせていただきました。本町におきましては、健全化計画等の策定にかかる全ての基準を下回っていますが、今後におきましても行財政改革を一層進め、各比率の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

議長 本案につきましては、令和2年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長より朗読させます。

局長 (朗読する。)

局長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声、)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

報告第3号 令和2年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告については報告済みといたします。

ここで昼食のため、1時15分まで休憩をいたしたいと思います。

(午後12時01分)

(午後 1時15分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程8 議案第44号から日程9 議案第45号までの2議案につきまして関連がございますので、一括提案いたします。

●日程8 議案第44号 財産の処分について

●日程9 議案第45号 令和3年度南幌町一般会計補正予算  
(第2号)

以上、2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第44号及び議案第45号の2議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第44号 財産の処分につきましては、旧夕張太保育所の建物を合同会社シテイ管理に無償譲渡するものであります。

次に、議案第45号 令和3年度南幌町一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、南幌温泉ポンプ室改修工事、都市計画マ



スタープラン改訂業務、小中学校修学旅行延期に伴う経費の追加。歳入では、普通交付税確定、南幌工業団地用地等売払い収入、企業版ふるさと応援寄附金、令和2年度繰越金確定、南幌温泉改修事業債の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,574万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,085万8,000円とするものです。

議案第44号につきましては総務課長が。議案第45号につきましては副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第44号 財産の処分につきまして御説明を申し上げます。このことにつきましては、平成18年3月31日をもって休止した旧夕張太保育所について、この度、町内で不動産業などを行っている、合同会社シテイ管理に対して譲渡、売却するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。次ページをごらんください。

1 処分する財産、空知郡南幌町稲穂2丁目1317番11。家屋番号、1317番11。種類、保育所。構造、鉄鋼造陸屋根平屋建。床面積、428.75平方メートル。2 処分の方法、随意契約。3 処分価格、無償。4 契約の相手方、空知郡南幌町中央3丁目2番16号、合同会社シテイ管理、代表社員 大内 孝行。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

議 長  
副町長

副町長。

続きまして、議案第45号 令和3年度南幌町一般会計補正予算(第2号)の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。13ページをごらんください。2 款総務費1項3目財産管理費、補正額8,353万8,000円の追加です。財産管理経費で、旧夕張太保育所用地売却に伴う水道管及び消火栓の移設等に係る経費の追加。24節積立金で、令和2年度繰越金の確定により、地方財政法第7条の規定に基づく繰越額の2分の1を財政調整基金に。企業版ふるさと応援寄付金をふるさと応援基金に、それぞれ積み立てるものです。

4目企画振興費、補正額136万円の追加です。企画振興経費で、2社からの企業版ふるさと納税に伴い納税支援業務委託料を追加するものです。

次に、3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額580万5,000円の追加です。障がい者福祉経費で、令和2年度自立支援医療費及び障がい者自立支援給付費の確定による過年度返還金です。次ページにまいります。

2項1目児童福祉総務費、補正額692万円の追加です。児童福祉総務経費で、令和2年度障がい児入所給付費の確定による過年度返還

金です。

3目保育所費、補正額334万円の追加です。保育所等運営補助事業で、令和2年度子育てのための施設等利用給付費等の確定による過年度返還金です。

次に、4款衛生費1項2目予防費、補正額322万6,000円の追加です。感染症予防事業で、令和2年度疾病予防対策事業費の確定による過年度返還金です。

次に、5款農林水産業費1項4目機場施設管理費、補正額1,376万1,000円の追加です。機場施設管理事業で、7月及び8月における農業用水不足に伴う各揚水機場の稼働による光熱水費の追加、幌向運河排水機場及び幌向揚水機場における設備修繕に要する経費を追加するものでございます。次ページにまいります。

2項1目林業振興費、補正額23万6,000円の追加です。林業振興経費として、6月の強風による倒木処理に要する経費を追加するものです。

次に、6款商工費1項1目商工振興費、補正額4,180万円の追加です。南幌温泉経費で、南幌温泉ポンプ室の設備改修に要する経費を追加するものです。

次に、7款土木費3項1目都市計画総務費、補正額468万6,000円の追加です。都市計画総務経費で、都市計画用途地域変更に伴う都市計画マスタープランの改訂に要する経費を追加するものです。次ページにまいります。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額107万円の追加です。教育振興経費で、小学校及び中学校における修学旅行延期に伴うキャンセル費用を追加するものです。

次に、10款公債費1項1目元金、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。10ページをごらんください。10款地方特例交付金1項1目地方特例交付金、補正額149万6,000円の追加です。地方特例交付金の確定によるものです。

次に、11款地方交付税1項1目地方交付税、補正額4,320万6,000円の追加です。普通交付税の確定によるもので、本年度の普通交付税確定額は21億8,320万6,000円となり、昨年度の交付額より1億562万3,000円の増となったところでございます。

次に、17款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額1,831万円の追加です。1節土地建物売払収入で、旧夕張太保育所用地1,768.32平方メートル。南幌工業団地工業用地1,652.92平方メートル・ふれあいタウン稲穂475.81平方メートルをそれぞれ売却したものでございます。

次に、18款寄附金1項1目一般寄附金、補正額49万円の追加です。1節一般寄附金で、南幌スポーツ航空協会様より50万円の寄附

をいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金、補正額800万円の追加です。企業版ふるさと応援寄附金として、岩見沢市 有限会社岩見沢パートナーシップ様、札幌市 エスケー産業株式会社様より、それぞれ400万円の寄附をいただいたものです。次ページにまいります。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額8,089万9,000円の減額です。財源調整を行うものです。  
2目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、補正額420万円の追加です。財源調整を行うものです。

次に、20款繰越金1項1目繰越金、補正額1億4,081万6,000円の追加です。令和2年度繰越金の確定によるものです。

次に、21款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額1,088万円の追加です。北海土地改良区からの揚水機場維持管理負担金です。次ページにまいります。

5目雑入、補正額154万1,000円の追加です。令和2年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金の精算によるものです。

次に、22款町債1項5目商工債、補正額3,760万円の追加です。南幌温泉改修事業に係る起債です。

8目臨時財政対策債、補正額1,989万8,000円の減額です。令和3年度地方交付税の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ1億6,574万2,000円を追加し、補正後の総額を71億5,085万8,000円とするものです。

次に、第2表 地方債補正の説明を行います。5ページをごらんください。追加です。南幌温泉改修事業を追加するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。次ページにまいります。

変更です。臨時財政対策債の補正前の限度額1億5,000万円を補正後の限度額1億3,010万2,000円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第44号 財産の処分についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第44号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第45号 令和3年度南幌町一般会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第45号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、

直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第44号 財産の処分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第45号 令和3年度南幌町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程10 議案第46号 令和3年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第46号 令和3年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、医療機器購入経費の追加、歳入では、医療機器購入事業債の追加が主な理由です。

その結果、資本的支出では、既定予算に297万円を追加し、6,527万9,000円とし、資本的収入では、既定予算に290万円を追加し、5,422万6,000円とするものです。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。病院事務長。

病院事務長

議案第46号 令和3年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)の説明を行います。

初めに3ページをごらんください。資本的収入及び支出について説明します。1款資本的収入3項企業債1目企業債、290万円の追加です。内容につきましては、次の支出で説明します。

1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産購入費、297万円の追加です。1節機器及び備品購入費で、自動血球計数CRP測定装置を購入するものでございます。この装置は、血球と炎症などの発症時に生じる反応性たんぱく質を同時に測定する機器で、現在まで9年間使用しているものとの入替えとなります。主な財源は、収入で計上しています企業債となります。1ページにお戻りください。

第2条 病院事業会計予算、第4条本文括弧書中、1,098万3,000円を1,105万3,000円に。資本的収入及び支出の予定額を収入総額5,422万6,000円、支出総額6,527万9,

000円にそれぞれ改めるものです。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1,105万3,000円につきましては、損益勘定留保資金より補てんします。

議 長 以上で、議案第46号の説明を終わります。  
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。  
(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)  
それでは採決いたします。

議案第46号 令和3年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程11 議案第47号 令和3年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

町 長 町長より提案理由の説明を求めます。町長。  
ただいま上程をいただきました議案第47号 令和3年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、介護保険業務システム改修、基金積立金及び国庫支出金等精算金の追加。歳入では、介護保険業務システム改修に係る国庫支出金の追加、基金繰入金の減額及び令和2年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。  
その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,296万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,378万円とするものです。

議 長 詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます

保健福祉課長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。  
それでは、議案第47号 令和3年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。1款総務費1項1目一般管理費、補正額176万円の追加でございます。制度改正に伴う介護保険業務システムの改修によるものでございます。

続きまして、4款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正額2,126万9,000円の追加でございます。財源調整を行うものでございます。

5款諸支出金1項2目償還金、補正額1,993万1,000円の追加でございます。令和2年度の介護給付費並びに地域支援事業費の

国・道・支払基金負担分の精算による返還金でございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。2款国庫支出金2項4目事業費補助金、補正額71万円の追加でございます。システム改修に伴うもので人口規模に応じた補助額となっております。

6款繰入金2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額215万3,000円の減額。財源調整を行うものでございます。

7款繰越金1項1目繰越金、補正額4,440万3,000円の追加でございます。令和2年度繰越金の確定によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ4,296万円を追加し、補正後の総額を8億7,378万円とするものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第47号 令和3年度南幌町介護保険会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程12 議案第48号 町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第48号 町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものです

詳細につきましては、税務課主幹が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。税務課主幹。

税務課主幹 それでは、議案第48号 町税条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。このたびの町税条例の一部改正は、3月31日に公布された地方税法等の一部改正で、令和4年1月1日以降に施行される規定について行うものでございます。今回の地方税法等の一部改正で、町税に関する主な改正点でございますが、個人町民税の均等割及び公的年金受給者の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いに係る規定の整備でございます。

それでは、別途配布しました、議案第48号資料 町税条例の一部

を改正する条例の新旧対照表で御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。最初に条例本則の改正について御説明いたします。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲に関する規定で、政令改正に伴い、第2項では均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに係る規定の整備でございます。

第34条の7は、寄附金税額控除に関する規定で、国税改正に伴い、特定公益増進法人等に対する寄付金制度における寄附金の範囲の見直しに係る規定の整備でございます。

続きまして3ページ、第36条の3の3は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定で、法律改正に伴い非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しに係る規定の整備でございます。

続きまして4ページ、制定附則、第5条は個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に関する規定で、法律改正に伴い所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに係る規定の整備でございます。

第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定で、法律改正に伴いセルフメディケーション税制の延長に伴い規定を整備するものでございます。

続きまして、5ページ、改正附則でございます。第1条は、施行期日を規定するものでございます。第2条は、町民税に関する経過措置を規定するものでございます。

以上で、議案第48号 町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了します。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第48号 町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程13 議案第49号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第49号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第49号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営基準について国の基準省令を踏まえて市町村が条例を定めているもので、当町には該当施設はありませんが条例を整備しているものでございます。この度の改正は、国の改正が市町村の条例を定めるにあたって従うべき基準とされていることから、国の基準に基づき改正をするものでございます。

別途配布いたしました、議案第49号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第6条では、0歳から2歳児を受け入れる家庭的保育事業者等と保育所や認定こども園などとの連携について規定しており、改正する条文を加えることにより、特区小規模保育事業においても連携協力を適切に行うべき事業所として加えるものです。2ページにまいります。

第3号の改正は文言修正によるものでございます。第5項では、連携を行う施設又は事業所として、3歳以上の子どもの保育の受け皿を確保する観点から、特区小規模保育事業所を加えるものです。

新設された第49条では、電磁的記録について定めており、事業者の業務負担軽減の観点から記録や記録の保存の電磁的な対応を認めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第49号の説明を終了いたします。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第49号 南幌町家庭的保育事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに



決定をいたしました。

●日程14 議案第50号 南幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第50号 南幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、道路構造令の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第50号 南幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。初めに、改正の経緯について御説明いたします。道路構造の技術的基準は、国の基準を参酌し、町がそれぞれの判断により条例で制定することになっています。今回の改正につきましては、自動運転を補助する施設の道路空間への整備及び歩いて楽しめる道路空間の構築に向けての歩行者利便増進道路の整備について、道路構造令の一部が改正されたことから、町の条例において規定を設けるものです。

別途配付している、議案第50号資料 新旧対照表をごらんください。左が改正後の新条例、右側改正前の旧条例で、下線の部分が改正点でございます。

1ページ、第4条は、町道の構造の基準的基準の規定で、条の追加に伴う規定の整備です。

第32条は、交通安全施設の規定に、自動運行補助施設を加えるものです。

第42条は、歩行者利便増進道路の規定を新たに加え、歩行者利便増進道路を設ける規定と設けた場合に歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保することや北海道高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る道路構造に関する基準を定める条例で定める基準に適合する構造とするものを規定しています。次ページにまいります。

第43条及び別表は、条の追加による条文繰下げの整理です。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第50号 南幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一

部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午後1時51分)



令和3年 第3回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和3年9月14日（火）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
----	---------	-----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小 笠 原 正 和
監 査 委 員	白 倉 敏 美		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	藤 田 雅 章
税務課主幹	山 本 篤	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	鈴 木 潤 也	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
病院事務長	渡 部 浩 二	振 興 公 社 専 務	池 田 進 治

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員  
書記長（総務課長） 笠原大介
9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員  
公平委員会事務員（総務課長） 笠原大介
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 砂田隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

去る9月8日より決算審査特別委員会のため休会となっておりますが、令和3年第3回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程15 議案第51号 道央廃棄物処理組合規約の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第51号 道央廃棄物処理組合規約の変更につきましては、組合の共同処理する事務に最終処分場を追加することに伴い、組合規約の変更について構成団体との協議が必要なことから、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第51号 道央廃棄物処理組合規約の変更について御説明いたします。本規約の変更については、構成する一部の市町において、使用中の最終処分場の稼働年限がひっ迫していること。また、最終処分場の整備・供用開始について計画から10年以上かかることが想定されることから、組合として最終処分場を整備する具体的な検討を進めるため組合規約の変更が必要となり、組合構成市町に対し、協議を求められたことから提案するものです。

それでは別途配布しています、議案第51号資料、新旧対照表をごらんください。左側が変更後、右側が変更前、下線の箇所が変更部分です。

第3条の、組合の共同処理する事務について、「及び最終処分場」を加えるものです。

次に、別表について、変更前の廃棄物の広域処理に係る基本計画の策定及び廃棄物焼却施設の建設地の選定に要する経費の項中、「及び廃棄物焼却施設建設地の選定」を削り、新たに「廃棄物焼却施設建設地及び最終処分場建設地の選定に要する経費」の項を追加し、負担割合を人口割100%とするものです。

次に、別表の改正に伴い、別表備考2では、次ページにかけまして、人口割を負担割合とする経費を第1号から第3号まで規定するものです。

備考4及び備考5については、規定する順序を入れ替えるものです。

附則として、第1項 施行期日、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

第2項、経過措置、この規約の施行の際、現に関係市町が設置している最終処分場の管理及び運営に関する事務については、この規約による改正後の道央廃棄物処理組合規約第3条の規定にかかわらず、当該最終処分場を設置した関係市町の事務とする。

議 長

以上で、議案第51号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いましたが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第51号 道央廃棄物処理組合規約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程16 議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局 議 町 長 長 長

(朗読する。)

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現委員であります山本 満則氏、久保 直忠氏、白倉 敏美氏の任期が満了となるため、山本 満則氏を再任いたしたく、また、久保 直忠氏、白倉 敏美氏の退任に伴い、大栗 良治氏、平尾 佳也氏を後任に選任いたしたく、地方税法の規定により議会の同意を求めるものです。選任につきまして御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いましたが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第52号 固定資産評価委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

●日程17 発議第11号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、

議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程18 報告第4号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました報告第4号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては、令和2年度における経営状況の報告です。

内容につきましては、振興公社専務が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。振興公社専務。

振興公社専務 それでは、報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告について、令和2年度の経営状況について御説明いたします。資料1、業務報告について御説明いたします。営業の概要、実績について、3ページをごらんください。オープン、練習場4月1日、西南コース4月4日、北コース4月11日。クローズ、練習場・西南コース11月24日、北コース11月9日。緊急事態宣言に伴う営業自粛期間、練習場5月4日から5月15日までの12日間、コース5月4日から5月19日までの16日間。新型コロナウイルス感染防止の対策として、緊急事態宣言発令中は、混雑防止の追加対策として予約枠を減らし、練習場の座席数も減らし、間隔を広げ、営業していました。シーズンを通しての対策としてロッカー室、浴場施設の使用休止。コースについては抽せん棒、ボールクリーナー、バンカーレーキなどの備品を撤去して営業をしていました。ゴルフ場主催のオープンコンペ、南幌シニア会については、感染防止の観点から全て中止といたしました。春の融雪は順調に進みオープンは早かったのですが、4月は天候不順に加え新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けての営業となり、5月も天候は良好でしたが、緊急事態宣言が発令されたことを考慮し営業自粛を行い15日間の営業となりました。6月以降はコロナ禍ではありましたが、感染リスクの少ない屋外スポーツのゴルフが見直されたことも追い風となり、毎月前年を上回る入場者実績となりました。11月は天候に恵まれず、9日以降雨や雪の日が多く、15日間の営業となり、24日にクローズいたしました。表1は、南幌リバーサイドゴルフ場の4月から11月までの入場者数と売上額を前年と対比させています。表の下、合計欄をごらんください。入場者数3万2,946人。前年度に比べ1,592人、4.6%の減少となりました。総売上額は1億2,937万3,131円。前年度に比べ362万9,



379円、2.7%の減額となっています。表2は入場者数とコース売上額の計画と実績を比較したものです。計画入場者数3万2,000人に対して、946人、3%の増加となっています。計画売上額1億1,264万円に対しては、238万6,621円、2.1%の増額となっています。4月、5月の落ち込みを6月以降の増加で補って計画を超える入場者数となりました。コース客単価は実績3,491円となっています。

4ページをごらんください。表3は、練習場の売上額を前年度と比較したものです。売上合計1,410万721円。前年度に比べ93万6,762円、7.1%の増額となりました。コロナ禍の中、開放感のある屋外の練習場を求めるお客様が増えたことが増加の要因と考えます。売上額が1,400万円を超えるのは平成9年以来となります。表4は、3ページの表1、総売上額の内訳になります。コロナ禍の中、外出自粛、密を避けるなどの感染予防の意識が広がり、一組3、4名の予約が減少し、午前、午後の売上が減少となっています。一方で、小人数で気楽にプレーできる早朝、北コース、ハーフプレーなどが増加となっています。

次に5ページから12ページは決算報告書です。貸借対照表、損益計算書について要約版で御説明させていただきます。13ページをお開きください。

補助資料1 貸借対照表、資産の部について御説明いたします。流動資産は3,268万174円。前期に比べ619万9,981円、23.4%の増額となっています。有形固定資産は9,872万7,785円。前期に比べ256万7,037円、2.5%の減額となっています。資産合計は7億3,675万2,956円。前期に比べ53万5,478円、0.1%の減額となっています。次に下の表、貸借対照表、負債・資本の部について御説明いたします。流動負債は621万810円。前期に比べ145万3,550円、30.6%の増額となっています。固定負債の長期借入金は1億3,616万円。前期に比べ償還額分650万円が減額となっています。長期未払金はコース管理機械の割賦購入額です。今期は806万5,200円。前期に比べ支払い分205万9,200円の減額となっています。資産合計から負債合計を差し引いた純資産合計は5億8,631万6,946円となっており、当期純利益分657万172円、1.1%の増額となっています。

次に14ページをごらんください。損益計算書について御説明いたします。Aの売上高は1億2,937万3,131円。前期に比べ362万9,379円、2.7%の減額となっています。Bの売上原価は9,363万3,493円。前期に比べ703万7,953円、7%の減額となっています。Cの売上総利益は3,573万9,638円。前期に比べ340万8,574円、10.5%の増額となっています。Dの販売費および一般管理費は2,955万2,595円。前期に比

べ648万8,134円、28.1%の増額となっています。Eの営業利益は617万7,043円。前期に比べ307万9,560円、33.3%の減額となっています。Fの営業外収益は399万3,869円。前期に比べ137万9,099円、52.7%の増額となっています。Gの営業外費用は157万8,834円。これは借入金支払利息です。Hの経常利益は859万2,078円。前期に比べ168万6,349円、16.4%の減額となっています。Lの法人税は202万1,900円。前期に比べ90万7,700円、31%の減額となっています。Mの当期純利益は657万172円。前期に比べ77万2,944円、10.5%の減額となっています。

次に、経費面の特徴的な事柄について御説明いたします。当期原価について、表の下、表の下段、◎Bをごらんください。原価合計は9,344万7,804円。前期に比べ700万394円、7%の減額となっています。4月、5月の緊急事態宣言、営業自粛、宣言解除後の感染状況から売上の落ち込みを見込み、機械、カートの整備や施設の修繕などの管理経費を極力削減しました。販売費及び一般管理費について、表の下段◎Dをごらんください。今期は2,956万2,595円。前期に比べ646万8,134円、28.1%の増額となっています。主な増額分は、職員の退職金、ウェブ送客手数料となっています。

資料の2ページにお戻りください。長期借入金の償還状況についてですが、平成25年度に南幌町の損失補償を受け長期借入金の借換えを行っており、その償還状況について記載しています。令和2年度も計画どおり650万円の償還を行っています。

次に11ページをお開きください。個別注記表の3の(4)当期の株主配当の扱いについてですが、当期純利益は657万172円となりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の事業環境、集客に与える影響が見通せない中、管理経費などの削減を行ってきました。また、今後の感染状況も収束時期も不透明なことなどから、6月の株主総会で承認をいただき配当は見合わせることにいたしました。

次に15ページをごらんください。15ページから19ページは補助資料2として道内地区別のゴルフ場入場者数、空知管内のゴルフ場入場者数、河川敷ゴルフ場の入場者数、南幌リバーサイドゴルフ場の月別、区分別の入場者数の状況を掲載しております。御参考としていただきたいと思います。

次に20ページをお開きください。令和3年度の業務計画を記載しています。オープンは、練習場4月3日、西南コース4月7日、北コース4月10日。クローズは11月23日を予定しています。4の各種サービスの実施につきましては、季節特別料金の設定、南幌温泉無料入館券の進呈をはじめとするさまざまなサービスを展開しています。5の各種コンペにつきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、開催を全て見合わせております。今年度も昨年から引き続

き、ハウス、コース内でさまざまな新型コロナウイルス感染防止対策を実施し営業を開始しました。緊急事態宣言発令期間中は追加策として予約枠を減らし、混雑の緩和、密集防止を図り営業。練習場も座席数を減らして対応しています。またシーズン中の追加策として、練習中、プレー中も含め、常時マスク着用をお願いをしています。オープンから天候に恵まれコロナ禍ではありますが、コース、練習場ともに昨年を上回る実績となっております。今後の感染状況が心配されますが、お客様、従業員の安全と健康を考え、感染防止に努め営業してまいります。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

1番 内田 恵子議員。

内田議員

丁寧な資料を出していただきましてありがとうございます。16ページですけれども、女性が増えているということは大変ありがたいなと。テレビなんかでもメジャー大会でも、プラチナ世代とか言いまして、楽しませていただいているんですけれども、南幌町も同じく女性がプレーで楽しんでいただいているということをありがたく思っています。そしてまた、すごい協力のもとで今年プロゴルファーも誕生いたしました。本当にありがたいことだと思っています。そういったことで、これからも学生というか、そういうクラブなんか、そういったことへの営業ですとか、要はPRですね、そういったこともどのように考えておられるのか。そして女性が、男性はもちろんそうですけれども、さらにPRとかサービスとか、そういったものがお考えであればお聞きしたいと思います。

議長

振興公社専務。

振興公社専務

学生に関しましては、サークル等で来ている場合は免税などにはなるんですけども、今サークル自体がコロナの関係でお休みしているような感じで昨年から来場はありません。子どもさんなどは少しずつ来ていますけれども、それで北コースはずっとやっていますけれども無料で親御さんがついてくれたら、無料でプレーしてもらっています。今後の宣伝に関しては、今年から取り入れているんですけども、LINEのアカウントを使ってお客様が予約をしやすいように、簡単に南幌リバーサイドのホームページに入れて、予約に取り込めるように取り組んでおります。以上です。

議長

1番 内田 恵子議員。

内田議員

(再質問)

ありがとうございます。本当に大変な時、水害もあつたりとか、それでも強いゴルフ場でした。ほかがクローズしたという時もありましたけれども。本当に皆さんも頑張っていただいているなというのがわかりました。これからも本当にお願いしたいと思います。地の利もいいところですから大変でしょうけど。それで今年一つ、とても私が、気になったのは、干ばつ、日照ですか、それで大変びっくりしたんですけど、それは自然に雨を待ったのでしょうか。それとも水を撒いた

議 長  
振興公社専務  
(再答弁)

りしたのでしょうか。それ1点聞かせてください。お願いします。  
振興公社専務。

干ばつは、ゴルフ場が始まって以来一番ではなかったかと、諸先輩方に聞いても思うぐらいの干ばつでした。南幌のゴルフ場は散水施設がありませんので、フェアウェイに関しては、自然待ちなんですけども、渴き過ぎると芝が切れて口が開いてきてしまうので、その開きをとめるために、その開いたところに向かって目土をしたりだとか、少しでも乾燥を最小限に収めるのと、そうすると復帰も雨が降ったときに復帰も早いので、そういう対策はしておりました。グリーンとティーだけは手散水なんですけども、手散水で何とか持ちこたえられたということです。今8月からの雨で、遠目ですけれどもだいぶ緑になってきて、実際歩くとまだまだなんですけども、だいぶ回復してきております。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

報告第4号 株式会社南幌振興公社経営状況報告については、報告済みといたします。

ここで、10時10分まで休憩をいたします。

(午前 9時59分)

(午前10時10分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 発議第12号から追加日程5 報告第6号までの5議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第12号から追加日程5 報告第6号までの5議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より、提案理由及び内容の説明を求めます。

6番 本間 秀正議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

本間議員  
議 長

発議第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 発議第13号 国土強靱化にする社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明及び内容の説明を求めます。

6番 本間 秀正議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第13号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出については、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程3 発議第14号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

3番 熊木 恵子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第14号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

本間議員  
議長

熊木議員  
議長

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程4 報告第5号 令和2年度各会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告については、決算審査特別委員長より報告願います。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

令和3年9月13日付け、議長あて。決算審査特別委員長 熊木恵子。委員会審査報告書。認定第1号 令和2年度各会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された令和2年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いましたが御異議ありませんか。

(なしの声。)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては起立採決を行います。

認定第1号 令和2年度各会計決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

●追加日程5 報告第6号 令和2年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告について議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

令和3年9月13日付け、議長あて。決算審査特別委員長 熊木恵子。委員会審査報告書。認定第2号 令和2年度南幌町病院事業会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された令和2年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いましたが御異議ありませんか。

(なしの声。)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては起立採決を行います

認定第2号 令和2年度南幌町病院事業会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午前10時32分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

9 番 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_